

懲罰規定

第1条（懲罰委員会）

- 1 堂会に懲罰委員会を設置する。
- 2 懲罰委員会の委員は、堂会の構成員全員とする。
- 3 懲罰委員会の委員長は、堂会長とする。

第2条（懲罰事由）

懲罰委員会は、教会員及び役員が、次の各号の一に該当する場合は、次条及び第4条の定めるところに従って懲罰を行う。

- (1) 聖書の戒めに対する重大な違反を行ったとき
- (2) 本教会定款及び諸規定に定められた義務に違反したとき
- (3) 礼拝を妨害したとき
- (4) 異端的行為又はこれに同調する行為をしたとき
- (5) 虚偽事実を流布する方法により教会員又は役員の名譽を毀損する行為をしたとき
- (6) 職権を乱用したり、職務上の義務を怠ったりしたとき
- (7) 刑事裁判により有期懲役以上の判決（執行猶予付きの判決を含む。）を受けたとき
- (8) 他人に犯罪を犯させたとき
- (9) 本教会の定款に定める会議において、暴言、暴行などにより会議の進行を妨げたとき
- (10) 不正な行為により、当教会の名譽または信用を毀損したとき
- (11) 職務上知りえた秘密を他に漏らし、または、漏らそうとしたとき
- (12) 性的な言動により、他の教会員及び役員に不利益を与えたとき
- (13) 前各号に準ずる程度の不都合な行為をしたとき

第3条（懲罰処分の種類）

- 1 懲罰は、情状に応じて、次の区分に従って行う。ただし、4号から7号までについては役員のみを対象とし、8号は教会員の資格を有する者のみを対象とする。
 - (1) けん責
罪科を咎め、悔い改めを促す。事案が軽微でないと認められる場合、反省書をとる。
 - (2) 謹慎
反省書を取り、6カ月を超えない限度で行動を慎ませる。
 - (3) 聖餐停止
1年を超えない限度で聖餐を停止する。
 - (4) 執務停止

1年を超えない限度で執務（ただし、説教を除く。）を停止する。

(5) 執務解任

1年を超えない限度ですべての執務から解任する。解任期間中、無給とする。

(6) 停職

2年を超えない限度で執務に従事することを禁止し、その間、聖餐を停止し、無給とする。

(7) 免職

役員資格をはく奪する。

(8) 除名

教会員名簿から除名し、教会出席を禁止する。

2 役員に対する前項7号の処分及び臨時職の役員に対する前項5号の処分は、定款に定めるところにより、解任をしたときに限り効力を有する。

3 教会員に対する第1項8号の処分は、定款に定めるところにより出教処分を行ったときに限り効力を有する。

第4条（懲罰手続）

1 懲罰委員は、役員又は教会員に懲罰事由があると認めるときは、懲罰委員会を招集する。なお、次項に定める審議に参加できない懲罰委員（委員長を含む）に対しては招集通知を要しない。

2 懲罰の対象者である懲罰委員（委員長を含む。）は、審議に参加できない。懲罰委員長が懲罰の対象者であるときは、懲罰委員会の代行委員長を、審議に参加できる懲罰委員の互選によって定める。

3 懲罰事由の対象となる事実が数人について共通であるとき、または懲罰事由が同一の事実上又は法律上の原因に基づくときは、その数人については、共同して懲罰の審議を行うことができる。

4 懲罰委員会の審議は公開しない。ただし、審議に参加した懲罰委員の3分の2以上の賛成があったときは、審議議事録を公開することができる。

5 懲罰処分は、審議に参加した懲罰委員の3分の2以上の決議をもって行う。

6 懲罰を行うにあたっては、必要に応じて、本人に弁明の機会を与えなければならない。

7 懲罰委員長（代行委員長を含む。）は、懲罰の決定をするにあたり、必要な期間、本人に自宅待機を命ずることができる。

セクシャルハラスメントの防止等に関する規定

第1条（目的）

本規定は、2014年に発覚した、本教会の包括宗教団体である宗教法人ヨハン東京キリスト教会の担任牧師が在任期間中に教職者及び信徒に対して行ったとされるわいせつ行為に関して、担任牧師及び一部の教職者の影響下で事実関係の迅速かつ正確な確認、被害者の保護及び加害者に対する適切な処分のすべてが妨げられたこと、及び上記教会の被包括宗教団体である教会でも同様の問題（上記教会が派遣した宣教師が信徒に対しわいせつ行為を行っていた。）があったことに対する反省のもとに、セクシャルハラスメントの防止等のため、役員及び教会員が遵守すべき事項及び性的な言動に起因する問題に関する措置等を定めるものである。

第2条（定義）

セクシャルハラスメントとは、教会における性的な言動に対する他の役員及び教会員の対応等により当該役員及び教会員に不利益を与えること又は性的な言動により他の役員及び教会員の信仰生活に係る環境を害することをいう。

第3条（禁止行為）

- 1 すべての役員及び教会員は、次の各号に掲げる行為を禁止する。なお、本条にいう性的関係とは、性交または性交類似行為をする関係に限られないものとする。
 - (1) 他の役員及び教会員に対する性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
 - (2) 教会内でわいせつ図画の閲覧、配布、掲示
 - (3) 教会内での性的なうわさの流布
 - (4) 他の役員及び教会員に対する不必要な身体への接触
 - (5) 性的な言動により、他の役員及び教会員の信仰生活に係る環境を害する行為
 - (6) 他の役員及び教会員に対する交際・性的関係の強要
 - (7) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った役員及び教会員に対して、教会内において、不当な配置転換等の不利益を与える行為
 - (8) その他、相手方、他の役員及び教会員に不快感を与える性的言動
- 2 役員は、他の役員及び教会員がセクシャルハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する、容認する行為を禁止する。

第4条（懲罰）

- 1 次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める懲罰処分を行う。
 - (1) 役員でない教会員が第3条1項1号から4号までのいずれか又は8号を行った場

合

懲罰規定第3条1項に定めるけん責または謹慎

- (2) 役員でない教会員が第3条1項5号を行った場合

懲罰規定第3条1項に定める謹慎、聖餐停止または除名

- (3) 役員でない教会員が第3条1項6号または7号のいずれかを行った場合

懲罰規定第3条1項に定める聖餐停止または除名

- (4) 役員が第3条1項1号から4号までのいずれか又は8号を行った場合

懲罰規定第3条1項に定めるけん責、謹慎または執務停止

- (5) 役員が第3条1項5号、7号または同条2項を行った場合

懲罰規定第3条1項に定める執務解任、停職、免職

- (6) 役員が第3条1項6号を行った場合

懲罰規定第3条1項に定める免職

- 2 役員又は教会員が前項によりけん責、謹慎又は執務停止の処分を受けた後に、再度、第3条の禁止行為を行った場合、前項によればけん責、謹慎又は執務停止処分によらなければならないときでも、除名、停職または免職処分を行うことができる。

第5条（相談及び苦情への対応）

- 1 セクシャルハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、担当者及び連絡先を掲示場に掲示するなどして周知する。
- 2 相談窓口の担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。
- 3 セクシャルハラスメントの被害者に限らず、すべての役員及び教会員は性的な言動に関する相談及び苦情を相談窓口の担当者に申し出ることができる。
- 4 相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、懲罰委員に報告する。報告に基づき懲罰委員は相談者の人権に配慮したうえで、必要に応じて行為者、被害者及びその他役員または教会員に事実関係を聴取する。
- 5 前項の聴取を求められた役員及び教会員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 6 懲罰委員は、懲罰委員会に事実関係を報告し、懲罰委員会は、第4条による懲罰のほか、被害者の保護に必要な措置を講じるものとする。
- 7 相談及び苦情の対応にあたっては、関係者のプライバシーに配慮し、相談したことまたは事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行わない。

第6条（再発防止のための措置）

堂会は、セクシャルハラスメントの事案が生じた時は、本規定の周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附則 2015 年10月1日より実施